

第1回

横浜市ホームレス自立支援施設 指定管理者選定委員会

日時：平成22年5月27日 13:45から

場所：寿福祉プラザ 2階会議室

- 開会
- 保護担当部長挨拶
- 選定委員会・事務局紹介
- 議事
 - (1) 委員長の選出について
 - (2) 公募要項について
 - (3) 指定管理者の選定プロセスについて

- その他
- 閉会

P 1	資料 1	選定委員・事務局名簿
P 2	資料 2	指定管理者制度の概要
P 3	資料 3	ホームレス自立支援施設の概要
P 4	資料 4	平成21年度ホームレス自立支援施設実績
P 6	資料 5	横浜市ホームレス施策の概要
P 8	資料 6	平成21年度ホームレス概数調査結果
P 10	資料 7	公募要項（案）
P 60	資料 8	指定管理者選定までのスケジュール案
P 61	資料 9	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法
P 65	資料 10	横浜市ホームレス自立支援施設条例
P 68	資料 11	横浜市ホームレス自立支援施設条例施行規則
P 71	資料 12	横浜市ホームレス自立支援施設の指定管理者の選定等に関する要綱
P 73	資料 13	横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会運営要綱

横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜ指定管理者選定委員会

選 定 委 員 ・ 事 務 局 名 簿

選定委員（五十音順）

川崎 定昭	公認会計士
佐々木 三紀	ことぶき福祉作業所運営委員会委員
佐藤 真理子	横浜市民生委員・児童委員
新保 美香	明治学院大学社会学部教授
須田 幸隆	横浜市緑区社会福祉協議会理事

事務局

中島 隆雄	健康福祉局援護対策担当課長
佐々木 淳	健康福祉局援護対策担当係長
宍戸 太郎	健康福祉局援護対策担当

指定管理者制度の概要

【地方自治法改正による指定管理者制度の導入】

「公の施設」の管理運営主体については、地方自治法により公共的団体等に限られていましたが、地方自治法の一部を改正する法律が平成15年9月2日から施行され、民間事業者にも管理運営を委ねられるようにする指定管理者制度が設けられました。

これにより、管理委託をしている「公の施設」については、施行日から3年以内(平成18年9月1日まで)に、原則として指定管理者制度に移行することとなりました。(ホームレス自立支援施設については平成18年7月1日から移行)

【制度創設の目的】

指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。

【管理委託制度(従来)と指定管理者制度との違い】

従来は公共団体等に限定されていた管理運営主体が民間事業者にまで広げられたこと以外にも、主に下の表のような相違点があります。

	管理委託制度 《改正前》	指定管理者制度 《改正後》
管理運営主体 (市が施設の管理運営を委ねる相手方)	公共団体、公共的団体、市の出資法人等に限定 相手方を条例で規定	民間事業者を含む幅広い団体(個人は除く) 議会の議決を得て指定
権限と業務の範囲	施設の設置者たる地方公共団体との契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行う。 施設の管理権限及び責任は、設置者たる地方公共団体が引き続き有し、施設の使用許可権限は委託できない。	施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、施設の使用許可も行うことができる。 設置者たる地方公共団体は、管理権限の行使は行わず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う。
条例で規定する内容	委託の条件、相手方等を規定	指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲を規定
契約の形態	委託契約	協定 指定管理者の指定は、地方自治法上の「契約」には該当しないため、同法に規定する「入札」の対象ではない。

【今後の対応】

現在の指定管理者の指定期間は平成18年7月1日から平成23年3月31日までとなっているため、23年4月1日以降の指定管理者を選定する必要があります。

指定管理者の選定方法については、原則として公募を実施し、管理団体を選定します。

【選定委員の概要】

- 「公の施設」の管理運営の指定を希望し、応募してきた団体のうちから、
- ・施設の利用に関する不当な差別的取扱いが行なわれるおそれのない団体
 - ・設置目的に則した効果的、効果的な管理を行うことができる団体
 - ・施設の管理を安定して行う人的・物的能力を有する団体
 - ・その他必要と認める事項を満たす団体

の各条件を満たす団体を公平かつ適正に選定します。市は指定管理者の決定にあたり、選定委員会の意見を聴かなければなりません。

横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜの概要

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

1 事業概要

市内の道路・公園・河川敷など屋外で生活する者等で自立への援助を必要とする者を自立支援宿泊所に入所させ、生活相談・指導及び就労援助等を通じて自立を支援する。

2 施設の概要

- (1) 名称 横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜ
- (2) 所在地 横浜市中区寿町 4 丁目 1 3 番地 1
- (3) 施設規模 鉄筋コンクリート造り 地下 1 階地上 7 階
- (4) 施設内容 (延床面積 約 3,200 m²)
 地下 1 階：発電機室、倉庫
 1 階：駐車場、事務・守衛室、荷物用 E V 室、アラーム弁室・P S、
 2 階：職業相談室、居室、脱衣室、洗濯室、談話室、当直室(男子)、女子更衣室、当直室(女子)、
 3 階：入所者面接室、多目的室、食堂、アラーム弁室・P S、下処理室、事務室、洗濯室、休憩室、倉庫、休憩室(厨房用)
 4 階：居室、アラーム弁室、洗面室、浴室、脱衣室、リネン室
 5 階～7 階：居室、脱衣室、アラーム弁室・P S、洗面室、事務室、リネン室
- (5) 利用定員 226 名
- (6) 利用期間 30 日以内。ただし、指定管理者が認める場合は 180 日を限度として 30 日を超えて利用できる。指定管理者はまた、退所日が横浜市の休庁日にあたる場合については、その日以降の最初に来る開庁日まで利用期間を延長して利用を許可することができる。ただし、年末年始時期の退所予定日の調整については健康福祉局長が行うものとする。
- (7) 運営根拠法令
 横浜市ホームレス自立支援施設条例
 横浜市ホームレス自立支援施設条例施行規則
 横浜市ホームレス自立支援施設運営要綱
 ホームレス自立支援事業実施要綱 (国)

3 現運営団体

社会福祉法人 神奈川県匡済会 理事長 原 範行

4 職員数

施設長	事務員	生活支援員	看護師	職業相談員 (職安より派遣)
1 名	1 名	1 9 名	1 名	3 名

5 援助内容

宿泊援護	食事・衣類・日用品等の提供 入所期間 (原則 30 日以内、最大 180 日以内)
自立援護	生活相談及び指導、居宅確保等への援助 (あんしん入居事業等) 公共職業安定所職業相談員による職業相談・紹介
健康診断	健康診断の実施、健康相談

平成21年度ホームレス自立支援施設運営実績報告

1 入所実績

○ 月別入所状況

	延数	実数	内女性	実数	延長
4月	105	105	2	2	66
5月	114	113	10	9	47
6月	115	114	6	5	66
7月	96	96	3	3	64
8月	96	96	8	8	68
9月	111	111	5	5	54
10月	112	112	5	5	44
11月	106	106			50
12月	86	86	5	5	40
1月	111	111	6	6	47
2月	83	83	2	2	43
3月	113	112	3	3	42
21年度	1,248	1,148	55	50	631
20年度	1,419	1,240	45	40	585
19年度	1,357	1,200	60	57	595

※ 平成15年6月1日よりまつかげ宿泊所から横浜市自立支援施設『はまかぜ』に移転。

※ 入所定員は、平成12年8月1日より204人(女性4人)、平成15年6月1日(はまかぜ移転)により226人(女性20人)としています。

※ 入所期間は、平成12年5月1日より30日以内(最大180日)としています。

2 入所前の状況

○ 生活形態

	19年度	20年度	21年度
屋外生活	923	922	707
自費により簡宿等で生活	110	85	46
宿泊支援により簡宿等で生活	63	87	200
ネットカフェ等で生活		51	82
アパート・自宅で生活	53	70	44
医療機関・施設で生活	111	110	66
その他	92	93	100
不明	5	1	3

※ 平成20年10月より「ネットカフェ等で生活」の集計を開始しています。

3 健康診断状況

	19年度	20年度	21年度
呼吸器・肺疾患	74	69	103
(TB)	6	1	5
胃・肝臓・腎臓・腸	171	172	138
心臓・高血圧・血管	649	725	745
糖尿病	253	265	241
皮膚疾患	9	8	6
腰痛・外傷等	10	6	17
その他	218	222	248

○ 依頼区別入所状況

	延数	内女性
中	560	12
南	47	5
西	182	11
鶴見	113	3
神奈川	72	1
港南	36	1
保土ヶ谷	33	5
旭	9	2
磯子	19	1
金沢	17	2
港北	44	4
緑	24	
青葉	6	1
都筑	3	1
戸塚	41	3
栄	13	2
泉	15	1
瀬谷	14	

○ 1日平均在所者数

19年度	20年度	21年度
170.9	186.9	183.0

○ 1日平均入所数

19年度	20年度	21年度
5.5	5.8	5.2

○ 主な就業形態

	19年度	20年度	21年度
日雇就労	455	456	309
契約・アルバイト等	316	419	409
常勤就労	148	209	233
その他	38	44	31
なし	400	291	266

4 年齢分布

		20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳～64歳	65歳以上	平均
21年度	延数	6	69	184	283	404	177	125	50.2
	内女性	0	4	8	8	20	8	7	51.5
20年度	延数	4	58	220	344	461	206	126	50.3
	内女性	0	0	5	12	7	9	12	55.3
19年度	延数	3	56	179	265	475	221	158	51.9
	内女性	0	3	10	5	22	9	11	53.9

5 退所実績

○ 月別退所状況

	延数	実数	内女性	実数
4月	116	116	2	2
5月	101	100	5	5
6月	119	119	8	8
7月	102	102	7	7
8月	104	104	4	4
9月	103	102	5	5
10月	118	1,118	5	5
11月	100	99	2	2
12月	116	116	5	5
1月	98	97	2	2
2月	100	98	6	6
3月	101	101		
21年度	1,278	1,165	51	46
20年度	1,396	1,186	46	42
19年度	1,331	1,159	56	53

○ 退所理由

		19年度	20年度	21年度	
		延数	延数	延数	内女性
就労自立		238	291	218	2
半福祉 半就労	法外	21	17	17	0
	生保	6	17	14	1
(内常勤就労)		155	205	186	3
生活保護	居宅	302	266	289	10
	入院	183	152	104	6
他施設入所		85	100	73	14
居宅等の確保		70	72	75	7
小計		905	915	790	40
期限		88	133	170	5
自主		97	93	99	1
無断		117	95	83	1
その他		124	160	136	4
小計		426	481	488	11
合計		1,331	1,396	1,278	51
自立率		68.0%	65.5%	61.8%	78.4%

6 住宅入居実績

	賃貸住宅 入居者数	あんしん入居 制度利用者数	住宅相談実績		
			実施回数	相談者数	成約件数
21年度	39	3	4	4	4
20年度	49	5	14	15	11
19年度	39	13	12	12	7

横浜市のホームレス対策の概要

◇ 横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画

横浜市では、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」や、この法律に基づき国が告示した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」などに即し、横浜市の実情に応じたホームレスの総合的な自立支援施策を推進し、ホームレスの自立を支援するとともに、新たにホームレスになることを防止することなどをめざして、「横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定しています。

※ <http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/entai/homeless.html>
からご覧になることができます。

◇ ホームレス自立支援施設の運営

市内の道路・公園・河川敷など屋外で生活する人等で自立への援助を必要とする人に対して、自立支援施設に入所していただき、生活相談・指導及び就労援助等を通じて、その自立を支援します。

【自立支援施設の処遇内容】

- ・ 宿泊援護 食事・衣類・日用品等の提供
- ・ 入所期間 原則30日以内、最大180日以内
- ・ 自立援護 生活相談及び指導、居宅確保等への援助
公共職業安定所の職業相談員による職業相談等
- ・ 健康診断 健康診断の実施、健康相談

【事業実績】

	17年度入所者	18年度入所者	19年度入所者	20年度入所者	21年度入所者
入所延べ数	1,761	1,409	1,357	1,419	1,248

※ 入所定員は平成13年度から204人、15年6月より226人。（平成15年6月にまつかけ宿泊所からはまかぜへ移行）

◇ ホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター事業)

主に中区の中村川沿いを中心に存在する定住型ホームレスに対して、公共用地からの移動を働きかけ、健康状態の悪化防止と生活環境の改善を図り、ホームレスからの脱却を促進することを目的に、緊急一時的な宿泊場所(シェルター)を運営しています。

【緊急一時宿泊施設の処遇内容】

- ・ 入所定員 30人
- ・ 宿泊援護 個室、シャワー、炊事設備の提供
- ・ 入所期間 原則180日（最大365日）
- ・ 自立援護 生活相談及び指導
- ・ 健康診断 健康診断の実施

【事業実績】

	17年度入所者	18年度入所者	19年度入所者	20年度入所者	21年度入所者
入所延べ数	22	26	39	46	42

◇ ホームレス総合相談推進事業

(1) ホームレス巡回相談指導事業

市内の公園・道路等に起居するホームレス等に対し、これらの人が抱える問題を把握し、必要な援助が受けられるようにすることにより、その自立を支援するため、ホームレス巡回相談室を設置し、巡回相談指導を実施しています。

なお、従来から関内駅、横浜駅周辺等を中心に実施してきた夜間街頭相談は、巡回相談指導と統合しました。

(2) ホームレス総合相談推進協議会

巡回相談を効果的に行うため、学識経験者、地域住民、ホームレス支援団体等を委員とする「ホームレス総合相談推進協議会」を設置しています。

◇ ホームレス保健サービス支援事業

ホームレスに対して、巡回相談等を実施することにより、健康状態等を把握し、適切な保健サービスを受けられるようにするとともにその自立を支援します。

◇ 寿福祉プラザ相談室（寿福祉プラザ運営事業）

住居のない人及び簡易宿泊所宿泊者等の福祉を図り自立を援助するため、生活上の相談や関係機関等の連絡調整を行っています。

◇ 寿地区緊急援護対策事業

中福祉保健センターに相談来所した人のうち、緊急を要する人については、緊急援護事業として面接の上、食券等を支給しています。

	本年度単価	利 用	21年度実績
食 券	7 1 4 円（消費税 3 4 円含む）	寿地区内の契約店舗にて利用可	34, 112枚
宿泊券	1泊1, 300円を上限	寿地区内の契約宿泊所にて利用可	33, 498枚

◇ 就業困難者自立支援事業

中区保護課面接窓口にて要生活援護者自立支援専門員を2人配置し、食券等を受けながら就労自立を目指す人を対象に、就労支援を行い、その自立を支援しています。

	21年度
延支援人数	1, 037人
就労者数	78人

◇ 寿地区年末年始対策事業

寿地区に居住する日雇労働者等で、生活に困窮する人に対し、年末年始休庁期間中の緊急援護を行っています。

項 目	内 容	21年度実績
宿泊援護	簡易宿泊所、臨時宿泊所等への入所	193人
その他	検診、相談等	43人

◇ 無料低額宿泊事業のガイドライン

ホームレスを対象とした無料低額宿泊所については、ホームレスの自立支援対策のひとつとして位置づける観点から、『無料低額宿泊事業のガイドライン』を定め、事業者に対して適切な設備と運営を求めています。

横浜市内の無料低額宿泊事業を行う施設数 39施設 （平成22年4月1日現在）

平成22年1月 ホームレスの実態に関する全国調査 概数調査結果

健康福祉局援護対策担当

1 調査概要

目的	ホームレス自立支援施策等の基礎資料収集
時期	平成22年1月
調査区域	市域
方法	目視による概数の把握
体制	(福)神奈川県匡済会
調査対象者	公園、公共建物、地下等の屋外で小屋、ダンボール、テント等の方法で寝起きしている者。(自立支援施設等の入所者は対象外とした。)

2 調査結果

人数	男性	女性	定住型	移動型	滞在中
710	702	8	252	458	219か所

3 区別人数

区名	人数	男性	女性	区名	人数	男性	女性
鶴見	69	69	0	金沢	28	28	0
神奈川	54	53	1	港北	48	48	0
西	133	128	5	緑	10	10	0
中	245	245	0	青葉	15	15	0
南	21	21	0	都筑	14	14	0
港南	12	12	0	戸塚	10	9	1
保土ヶ谷	15	14	1	栄	11	11	0
旭	6	6	0	泉	4	4	0
磯子	11	11	0	瀬谷	4	4	0

4 場所別人数

場所	人数	比率	場所	人数	比率
公園	214	30.1%	駅周辺	48	6.8%
公共建築物	95	13.4%	民間建築物	75	10.6%
河川	115	16.2%	地下街	83	11.7%
高架下	23	3.2%	その他	57	8.0%

5 過去の調査との比較

(1) 男女別人数・屋外形態・滞在中数

調査年	総数	男性	女性	定住型	移動型	定住割合	移動割合	滞在中
14年8月	712人	700人	12人	343人	369人	48.2%	51.8%	115か所
15年1月	470人	460人	10人	295人	175人	62.8%	37.2%	79か所
15年8月	531人	523人	8人	284人	247人	53.5%	46.5%	79か所
16年8月	659人	646人	13人	379人	280人	57.5%	42.5%	106か所
17年8月	862人	858人	4人	337人	525人	39.1%	60.9%	182か所
18年9月	655人	646人	9人	308人	347人	47.0%	53.0%	178か所
19年1月	661人	653人	8人	323人	338人	48.9%	51.1%	188か所
20年1月	649人	643人	6人	299人	350人	46.1%	53.9%	203か所
21年1月	697人	685人	12人	292人	405人	41.9%	58.1%	218か所
22年1月	710人	702人	8人	252人	458人	35.5%	64.5%	219か所

(2) 区別人数

区名	15年実態調査	15年	16年	17年	18年	19年実態調査	20年実態調査	21年実態調査	22年実態調査
鶴見	33	30	45	58	58	90	79	78	69
神奈川	27	20	49	74	46	43	47	63	54
西	44	67	92	135	75	97	90	113	133
中	269	306	340	389	294	245	231	232	245
南	15	21	27	16	16	16	22	26	21
港南	1	0	9	7	14	19	18	22	12
保土ヶ谷	5	11	11	26	12	12	19	11	15
旭	1	1	1	10	8	7	3	7	6
磯子	1	1	3	10	7	8	6	8	11
金沢	7	11	18	33	21	26	32	27	28
港北	36	32	36	51	61	51	43	47	48
緑	6	6	8	12	8	7	6	12	10
青葉	2	2	1	7	8	7	9	7	15
都筑	4	4	2	10	9	11	20	16	14
戸塚	14	11	13	14	10	10	7	5	10
栄	5	5	1	5	3	5	3	11	11
泉	0	3	0	4	1	2	3	9	4
瀬谷	0	0	3	1	4	5	11	3	4
合計	470	531	659	862	655	661	649	697	710

(参考) 他都市のホームレス数

	平成15年1月 (全国調査)	平成17年度	平成18年度	平成19年1月 (全国調査)	平成20年1月 (全国調査)	平成21年1月 (全国調査)	平成22年1月 (全国調査)	※ 大阪市は、平成17年度～ 平成18年度は調査を実施せ ず。 ※ 川崎市は、全国調査のた めに平成18年度の調査は実 施せず。
東京23区	5,927	4,263	3,670	4,213	3,436	3,105	2,786	
川崎市	829	938	—	848	635	691	666	
名古屋市	1,788	1,036	804	741	608	641	502	
大阪市	6,603	(6,603)	(6,603)	4,069	3,647	3,724	2,860	

(3) 場所別人数

場所	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
公園	240	143	201	351	223	199	229	236	214
公共建築物	155	128	67	63	41	85	61	86	95
河川	199	157	178	160	152	145	118	128	115
高架下	23	17	29	41	34	45	34	35	23
駅周辺	25	17	68	96	103	84	46	54	48
民間建築物	52	51	36	61	25	46	29	52	75
地下街	9	14	49	48	59	43	77	73	83
その他	9	4	31	42	18	14	55	33	57
合計	712	531	659	862	655	661	649	697	710

※ 平成15年1月の全国調査は、滞在場所の集計方法が異なるため計上せず。

6 調査結果から

- (1) ホームレス数は前回調査と比較し約1.9%増となっています。18区のうち、10区で増加し、8区で減少しました。
- (2) 市内の全区でホームレスが確認されました。前年と比較すると港南区で10人、鶴見区、神奈川区で9人減少しました。一方、西区で20人、中区で13人、青葉区で8人増加しています。
- (3) 滞在家所数は、20年1月調査時から1か所増加し、219か所となっています。
- (4) 屋外の生活形態では、軽装で手荷物を持った移動型の者が64.5%、小屋、テント等による定住型の者は35.5%となり、前回調査と比較すると、定住型の割合が下がり、移動型の割合が増加しています。

(案)

横浜市ホームレス自立支援施設
指定管理者公募要項

平成 22 年 5 月
横浜市健康福祉局援護対策担当

1 指定管理者制度の趣旨

「公の施設」の管理運営については、平成 15 年 6 月の地方自治法の一部改正により、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図るため、指定管理者制度が導入されました。

このたび、ホームレス自立支援施設設置条例に基づいて設置されている横浜市ホームレス自立支援施設について現在の指定期間の満了に伴い、平成 23 年 4 月から管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、次のとおり事業者を広く公募します。

2 公募の概要

(1) 対象施設

ア 名称 横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜ

イ 所在地 横浜市中区寿町 4 丁目 1 3 番地 1

ウ 施設規模 新築棟：鉄筋コンクリート造り 地下 1 階地上 7 階
改修棟：鉄筋コンクリート造り 地下 1 階地上 3 階（はまかぜとしての使用は 3 階部分のみ）

エ 施設内容
(新築棟部分)

階数	室名	標準面積	施設内容	利用内容
1 階	受付・守衛室	16.74	守衛室、受付カウンター	来所者受付
	駐車場	244.13	駐車場	14 台（障がい者用 1 台、食品運搬用 1 台含）
	その他	170.66	倉庫、共用部分、荷物用 EV など	
	合計	431.53		
2 階	職業相談室	21.42		
	居室	69.02		4 名×5 室、女子専用
	浴室・脱衣室、洗濯室	19.04		女子専用
	事務室（物入れ、湯沸室含）	99.65		
	談話室	16.06		女子専用
	男子更衣室	11.28	職員用	
	当直室	10.36		
	女子更衣室	9.98	職員用	
	当直室	10.36		
	その他	166.943	共用部分、アラーム弁室、PS など	
合計	434.113			

3階	入所者面接室	21.42		
	多目的室	22.44		
	食堂	106.13		
	厨房	66.97		
	下処理室	13.32		
	食品庫	3.6		
	前室	4.74		
	事務室	4.54		
	洗濯室	15.74		
	厨房専用廊下	10.17		
	休憩室	10.08		
	その他	154.963	倉庫、共用部分、機械室など	
	合計	434.113		
4階	居室	143.77	利用者居室	10名1室、8名1室 6名3室、4名1室
	洗面室	9.63		
	浴室	47.6		
	脱衣室	18.01		
	洗濯室	19.73		
	その他	167.3	共用部分、機械室など	
	合計	406.04		
5階	居室	211.11		8名3室、6名6室
	談話室	18.36		
	洗面室	9.63		
	その他	166.94	共用部分、機械室など	
	合計	406.04		
6階	居室	189.33	利用者居室	8名3室、6名5室
	談話室	18.36		
	洗面室	9.63		
	事務室	21.42		
	その他	167.3	共用部分、機械室など	
	合計	406.04		
7階	保健室	23.46		
	居室	184.25	利用者居室	8名2室、6名6室
	談話室	18.36		
	洗面室	9.63		
	その他	170.34	共用部分、機械室など	
	合計	406.04		

(改修棟部分)

階数	室名	標準面積	施設内容	利用内容
3階	居室	193.45	利用者居室	24名分(予定)
	談話室	79.57		
	洗面室	8.35		
	事務室	25.21		
	その他	196.53	共用部分など	
	合計	503.11		

オ 利用定員 250名(予定。現在は226名。平成23年4月1日より増床予定。)

カ 利用期間 30日以内。ただし、指定管理者が認める場合は180日を限度として30日を超えて利用できる。指定管理者はまた、退所日が横浜市 of 休庁日にあたる場合については、その日以降の最初に来る開庁日まで利用期間を延長して利用を許可することができる。ただし、年末年始時期の退所予定日の調整については健康福祉局長が行うものとする。

(2) 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日(5年間)

(3) 指定管理者の公募及び選定(「5 公募及び選定に関する事項」参照)

指定管理者の公募及び選定は、「横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定要綱」に基づき公募を行い、「横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会運営要綱」に基づき設置される「横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会」(以下「選定委員会」と言う。)において、書類及びヒアリング等に基づく審査を実施し、応募者の中からホームレス自立支援施設(以下「施設」と言う。)の設置目的を最も効果的に達成できると認められる団体を選定します。

選定結果は、応募書類を提出した応募者に対して速やかに通知し、選定の経過及び結果は、指定管理者選定後、健康福祉局ホームページへの掲載等により公表します。

その後、横浜市会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

(4) 問合せ先

〒231-0017 横浜市中区港町1-1 横浜市健康福祉局援護対策担当

電話 045 (671) 2425 Fax 045 (664) 0403

E-mail kf-entai@city.yokohama.jp

3 指定管理者が行う業務

横浜市ホームレス自立支援施設条例第2条に規定する事業の実施に関すること。

(詳細は、以下を参照して下さい)

4 横浜市ホームレス自立支援施設の概要

(1) 施設の設置目的

施設は、「ホームレスの自立を支援するため」に設置される施設です。（横浜市ホームレス自立支援施設条例第1条）

(2) 実施事業（具体策）

ア 施設の運営に関する事項

(ア) 職員の雇用に関すること。

- a 施設長を配置すること。
- b 事務員を配置すること。
- c 生活支援員を配置すること。
- d 看護師を配置すること。
- e 上記の他、公共職業安定所の職員を職業相談員として常駐させること。
- f 職員の勤務形態は、施設の運営に支障がないように定めること。
- g 職員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。
- h 職員に対して必要な健康診断を行い、利用者及び職員の健康を害さないよう努めること。

(イ) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の規定に基づく、宿所及び食事の提供、健康診断、相談及び指導等の業務。

- a ホームレスに対する利用の許可に関すること
- b ホームレスに対する利用期間の決定に関すること
- c ホームレスに対する利用期間の延長に関すること。
- d 利用者に対して、一日3食を提供すること。
- e 利用者に対して、入所後速やかに健康診断を実施すること。
- f 利用者に対して、健康診断の結果を踏まえた上で処遇方針を決定し、福祉保健センター長（以下「センター長」と言う）に報告するとともに、処遇の実施は福祉保健センター（以下「センター」と言う）と連携して行うこと。
- g 必要最小限の生活用品等の支給又は貸与を行うこと。
- h 断酒活動の援助を行うことになった者については必要な交通費の支給又は貸与を行うこと。
- i 施設利用中に要保護状態となった者に対する生活保護の適用など制度に係る手続きは、センター長が行うものとする。
- j 就労援助を行うこととなった者に対して、公共職業安定所から配置されている職業相談員と連携し、職業相談などの支援を行うこと。
- k 職業紹介等を行った結果、就職支度金品や賃貸住宅契約のための経費等の需要が生じた場合には、センター長と指定管理者が協議した上で必要な金品を支給又は貸与を行うこと。
- l 常勤就労を果たし民間住宅に入居を希望するが、保証人の確保ができないものに対して、全日本不動産協会の住宅相談員や「横浜市民間住宅あんしん入居事業」等を利用させ、居住場所の確保支援を行うこと。
- m 利用者に対し、必要と認めた施設内の作業を、希望者に行わせること。

- n 必要に応じて、ケースカンファレンスを開催すること。また、ケースカンファレンスにはセンター等の関係機関に参加を求めることができる。
- o 利用者に関する処遇経過を記録し、整備しておくこと。
- p 利用者が退所する際には、利用中の状況、処遇内容、就労状況について、センター長に報告すること。
- q 施設の運営状況を記録した事業実績報告を月毎に取りまとめ、毎月 15 日までに健康福祉局長に報告すること。
- r 施設の利用者からは利用料金を徴収しないこと。
- s 施設の利用者からの苦情、要望に対しては、充分応えることのできる体制を整え、苦情、要望処理報告書を作成し、横浜市に提出すること。
- (ウ) ホームレス総合相談推進事業と連携した施設入所者の移送等に協力すること。
- (エ) 神奈川県ホームレス就業支援協議会の行うホームレス就業支援事業に関すること。
 - a 必要に応じて、神奈川県ホームレス就業支援協議会、センターと連絡、調整を行うこと。
 - b ホームレス就業支援事業を通して、就労及び職場体験講習を行うもので、交通費及び昼食代を持たないものに対して必要最低限の金品を貸し付けること。
- (オ) 健康福祉局が行う寿地区年末年始対策事業に協力をする。なお、協力内容については、別に契約により定める。
- (カ) 次の帳簿類を備えること。
 - a 人事労務関係書類
 - b 経理出納関係書類
 - c 入退所関係書類（入退所簿、在所者名簿、ケース記録簿等）
 - d 各種報告書類
 - e 就労者関係書類
 - f その他運営管理上必要な帳簿類

イ 施設及び設備の維持保全及び管理に関する業務

施設の施設及び設備・備品についてその状態を良好かつ清潔に保ち、施設利用者が快適で安全に利用できるように適正な維持保全及び管理を行います。

- (ア) 施設及び設備の維持保全及び管理

指定管理者は、別に市が定める方式に則り、施設・設備の点検（関係法令に則った法令点検、機能維持点検及び巡回・確認）を実施し、施設を適切に利用可能かどうかを把握します。施設・設備等の小破修繕（1件あたり50万円以内のもの）については、指定管理者が必要な措置を講じるものとします。費用が高額になる等の場合には必要に応じて速やかに市に報告するとともに協議のうえ必要な措置を講じるものとします。
- (イ) 管理責任者及び防火責任者を配置し、その者の氏名を報告すること。
- (ウ) 安全管理に十分配慮し、火災、損傷等を防止して財産の保全を図るとともに、利用者及び職員の安全確保に努めること。
- (エ) 衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用が出来る状態の保持に努めること。

- (オ) 非常災害、自己等の緊急事態発生時に備え、具体的な対応計画を定め、緊急時の連絡先等をあらかじめ報告するとともに、避難・救出その他必要な訓練を定期的に実施すること。
- (カ) 施設を善良な管理者の注意をもって維持管理に努め、原則として、その設置目的以外の目的に使用しないものとする。

ウ 個人情報保護に関すること

- (ア) 施設の適正な管理運営のため、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (イ) 個人情報保護の体制をとり、職員に周知、徹底を図ること。

エ その他

- (ア) 緊急時対策、防犯・防災対策についてマニュアルを作成し、職員に指導を行うこと。
- (イ) 文書類の管理に関すること
施設宛の文書類は、收受印を押印し、内容ごとに保管期間を定め保管すること。
横浜市に宛てた文書類又は取扱いに疑義が生じた文書類については、横浜市に回送し、その指示を受けること。
- (ウ) 施設の視察等の対応に関すること
他の地方公共団体の職員等による視察、見学等については、原則として指定管理者が対応すること。
- (エ) 会社等の法人にかかる市民税、事業を行うものにかかる事業所税、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等の納税義務者となる可能性がある。

(3) 職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）

ア 職員配置

施設の指定管理業務に従事する職員として、常勤換算で25名以上を業務に従事させることとします。資格要件については、看護師は看護師の資格を持つ者に限られますが、それ以外の職員に関する要件はありません。職員のうち1名を管理運営責任者に定めることとします。

イ 指定管理料

施設の運営に係る人件費、事業費、事務費、管理費等の経費に充てるため、市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。なお、施設は行政機関である健康福祉局寿地区対策担当と建物を共同で使用しており管理も一体で行っているため、設備点検費、警備費、光熱水費については健康福祉局が現物で提供することとします。

指定管理料は、応募の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。指定管理料の支払い時期、方法等は協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等に関して、市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営の水準が、この公募要項や協定で定めたものに満たなかった場合には、指定管理料の減額を行うことがあります。減額の基準・手続き等については、協定で定めます。

ウ 小破修繕

施設・設備・備品等の小破修繕については、原則として1件あたり50万円の範囲内で、指定管理者が負担します。

エ 利用料金について

施設は利用料金制をとっていないため、利用にかかる利用料金は徴収しません。

(4) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表の通りとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	指定管理者	分担(協議)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○		
	それ以外のもの		○	
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税(地方消費税を含む)の税率等の変更			○
	法人税・法人住民税の税率等の変更		○	
	事業所税の税率等の変更			○
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○	
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	

管理運営 の中断・中 止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の 損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	小破修繕（一件あたり 50 万円以内のもの）		○	
	それ以外のもの			○
利用者等 への損害 賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、または被害者・他の 第三者等に帰責事由があるもの			○
公募要項 等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力 ※	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○

※不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなど

(5) 業務実施上の留意事項

ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

<主な関連法令>

- (ア) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (ウ) 横浜市ホームレス自立支援施設条例（平成 15 年 2 月条例第 1 号）
- (エ) 横浜市ホームレス自立支援施設条例施行規則（平成 15 年 5 月規則第 70 号）
- (オ) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (カ) 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年 2 月条例第 6 号）
- (キ) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、最低賃金法等）
- (ク) 施設・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律等）

<その他市の計画・施策等>

横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画

イ 業務の基準・評価について

(ア) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけでなく、指定管理期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市

に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

(イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年1回以上、自己評価を実施し、指定管理者が自ら公表することとします。

(ウ) 第三者評価の実施

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

施設に関する第三者評価は、市が定めた評価基準に基づき、外部有識者で構成される第三者評価委員会による評価を受けることとし、これらの結果を公表します。

なお、受審については、指定開始から2年目に行うことを原則とします。

(エ) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部もしくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

ウ その他

(ア) 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」（平成17年2月横浜市条例第6号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

(イ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたり、市に準じた情報公開の対応を行うこととします。

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成12年2月横浜市条例第2号）の趣旨に則り市が別途示す「標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、それに基づき、情報開示請求等に対して適切に対応することとします。

(ウ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- a 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。

- b 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければなりません。
 - c 指定管理者は、損害保険会社により提供されている施設賠償責任保険（指定管理者特約条項付き）に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応することとします。保険金額は1億円以上とします。
- (エ) 苦情・要望について
指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えることとします。また、苦情・要望処理報告書を作成し、横浜市に提出することとします。
- (オ) 利用の継続
業務の開始にあたっては、現に施設を利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。
また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。
- (カ) 環境への配慮
「横浜市脱温暖化行動方針（CO-D030）」による温室効果ガスの削減や「横浜G30プラン」によるごみ排出量の削減など、地球環境に配慮する市の施策や事業に対して、積極的に取り組み協力することとします。
- (キ) 事業の継続が困難となった場合の措置
- a 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合
横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。
 - b 当事者の責めに帰することができない事由による場合
横浜市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。
- (ク) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置
協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。
- (ケ) 公租公課
指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、総務局主税部法人税務課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。
- (コ) 施設情報の定期的報告
施設・設備の維持保全の状況について、指定管理者が確認し、市に報告します。確認及び報告は、横浜市の「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に基いて行います。
- (サ) 災害等発生時の対応
施設は、現段階では本市防災計画等に位置づけがありませんが、危機発生時

の状況によっては、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務があります。

(シ) その他

その他、記載のない事項については、健康福祉局長と協議を行なうこととします。

5 公募及び選定に関する事項

(1) 公募スケジュール

ア 公募のお知らせ・公募要項の配布	5月31日(月)～6月30日(水)
イ 現地見学会及び応募説明会	7月8日(木)
ウ 公募要項に関する質問受付	7月12日(月)～7月16日(金)
エ 公募要項に関する質問回答	7月23日(金)頃(予定)
オ 応募書類の受付期間	7月27日(火)～29日(木)
カ 審査・選定(面接審査実施)	8月中旬
キ 選定結果の通知・公表	8月下旬
ク 指定管理者の指定	12月下旬予定
ケ 指定管理者との協定締結	平成23年1月下旬締結(予定)

(2) 公募手続きについて

ア 公募のお知らせ

指定管理者の公募について、横浜市のホームページに掲載し、広くお知らせします。

イ 公募要項の配布

(ア) 配布期間：平成22年5月31日(月)から平成22年6月30日(水)まで

(イ) 配布場所：ホームページからダウンロードして下さい。

URL：http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/shitei_kanri/hamakaze/

ウ 現地見学会及び応募説明会

現地見学会及び応募方法、応募書類等に関する説明会を次のとおり開催します。応募を予定される団体は、できる限りご参加ください。当日は、この公募要項は配布しませんので、各自でご持参ください。なお、現地見学会終了後、説明会を行います。

(ア) 開催日時：平成22年7月8日(木)14時00分から17時00分まで

(イ) 開催場所：横浜市ホームレス自立支援施設

(ウ) 参加人数：各団体3名以内とします。

(エ) 申込方法：参加をご希望される団体は、7月2日(金)午後5時までに、FAXまたはE-mailで「横浜市ホームレス自立支援施設応募説明会申込書」(別紙1)を健康福祉局援護対策担当にお送りください。

なお、説明会当日は、駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

エ 質問の受付

公募要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (ア) 受付期間：平成 22 年 7 月 12 日（月）午前 9 時から 7 月 16 日（金）午後 5 時まで
- (イ) 受付方法：F A X または E-Mail で「質問書」（別紙 2）を横浜市健康福祉局 援護対策担当にお送りください。電話でのお問合せには応じられませんのでご了承願います。

オ 質問への回答

回答方法：平成 22 年 7 月 23 日（金）（予定）に、横浜市健康福祉局ホームページへの掲載により回答します。

URL : http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/shitei_kanri/hamakaze/

カ 応募書類の受付

- (ア) 応募書類：「5（4）応募手続きについて」を参照
- (イ) 受付期間：平成 22 年 7 月 27 日（火）午前 9 時から平成 22 年 7 月 29 日（木）午後 5 時まで
- (ウ) 受付方法：横浜市健康福祉局援護対策担当（関内駅前第 2 ビル 3 階）まで、ご持参又は記録が残る送付方法（簡易書留等）でご提出ください（受付期間内必着）。

※送付先 〒231-0017 横浜市中区港町 1-1 横浜市健康福祉局援護対策担当

(3) 審査・選定の手続きについて

ア 審査方法

選定委員会で審査を行い、その結果に基づき、横浜市健康福祉局長が指定候補者及び次点候補者を選定します。

審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていたり、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理の方合計 3 名までの出席をお願いします。

面接審査について、応募者には、後日詳細をお知らせいたします。

なお、選定委員会による審査及び横浜市健康福祉局長による選定後、横浜市の議決を経て横浜市健康福祉局長が指定の通知を行うことにより、自立支援施設の指定管理者として正式に指定されます。

イ 選定委員会（50 音順）

氏 名	備 考
川崎 定昭	公認会計士
佐々木 三紀	ことぶき福祉作業所運営委員会委員
佐藤 真理子	横浜市民生委員・児童委員
新保 美香	明治学院大学社会学部 教授
須田 幸隆	横浜市緑区社会福祉協議会 理事

ウ 会議の公開

選定委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目について

項目	審査の視点（例）	配点
1 団体の状況		30
(1) 団体の理念・基本方針等	団体の理念・基本方針が施設の設置目的等と合致し、公共性の高い事業も実施しているか。	5
(2) 財務状況	団体の財務状況は健全で施設の管理運営を安心して任せられるか。	10
(3) 施設管理運営実績等	公の施設あるいは一般市民が利用する施設の管理及び運営実績があるか。また、社会福祉事業（1種、2種）の実績があるか。	5
(4) ホームレス対策事業の実績	ホームレス自立支援施設の運営に生かせるホームレス対策関連事業の実績があるか。	10
2 職員配置・育成		10
(1) 職員の確保、配置計画	指定管理者の業務を継続するための職員の人数・体制が整えられる配置計画となっているか。	5
(2) 職員の育成、研修計画	職員の資質向上のための研修が計画されており、職員の育成を図ろうという姿勢が示されているか。	5
3 施設の管理運営		30
(1) 施設設置目的の理解	ホームレスが地域社会で自立した生活が営めるよう、生活支援や就労支援、住宅確保支援を通じて自立を支援していくという、ホームレス自立支援施設の設置目的に基づいた管理運営の基本方針が具体的に示されているか。	5
(2) 個人情報保護・情報公開への取組	個人情報の保護に関する意識が高く、取組が具体的に示されているか。	5
(3) 苦情受付体制	適正な苦情受付体制が整っており、それを施設運営に反映させる仕組みが示されているか。	5
(4) 危機管理体制	防犯、防災、その他事故発生時の危機管理のあり方を理解しており、具体的な対応策が示されているか。	5

	(5) 衛生管理の取組	施設や給食等の衛生管理について具体的な取り組みが示されているか。	5
	(6) 施設設置地域の理解と施設運営	自立支援施設の設置地域の実情を理解しており、それを踏まえた施設運営の考え方が示されているか。	5
4	事業の企画・実施		50
	(1) 横浜市のホームレス自立支援に関する施策の方針の理解	横浜市のホームレス自立支援に関する施策の方針（横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画等）を十分理解し、ホームレスの自立に向けた支援に反映させているか。	10
	(2) ホームレスのニーズの把握	ホームレス個々のニーズの把握や、そのニーズがホームレス自立支援施設の運営に具体的に反映されているか。	10
	(3) 入所者に対する自立支援への取組	入所者に対し、自立に向けた支援を行う適切かつ具体的な計画となっているか。	10
	(4) 入所者に対する生活相談、助言等の支援の取組について	入所者に対する生活相談、助言等の支援について、適切かつ具体的な計画となっているか。	10
	(5) 関連機関（福祉、保健、医療機関等）との連携	入所者の自立に向けて、関連機関と積極的に連携していこうとする計画となっているか。	10
5	収支計画及び指定管理料		10
	(1) 収支計画の適正性	提案内容に無理がなく、科目ごとに適正な経費が計上されているか。また、実現性が担保されているか。	5
	(2) 運営費の効率性	運営費等について、経費削減の視点が盛り込まれているか。	5
合 計			130

なお、応募団体が1団体のみの場合であっても、選定委員会の定める最低基準に満たないときは選定されず、再度公募を行うこととなります。次点候補者となるためにも、最低基準を満たすことが必要です。

また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

オ 選定結果の通知・公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、横浜市健康福祉局ホームページへの掲載等により公表します。

なお、指定候補者の応募書類については、原則として指定管理者の選定結果公表と同時に公表します。

URL：http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/shitei_kanri/hamakaze/

カ 指定管理者の指定

市会の議決後に、指定管理者を指定します。（平成 22 年 12 月下旬予定）

キ 指定管理者との協定締結

「6 協定及び準備に関する事項」を参照

(4) 応募手続きについて

次の応募書類をアから順に並べ、原本を 1 部、写しを 9 部提出してください。なお、写しの書類のうち 5 部はファイル綴りとし、4 部についてはファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めで提出してください。各書類にはページ数及びインデックスを付してください。用紙サイズは原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、A 4 サイズに統一してください。

ア 指定申請書（様式 1）（横浜市ホームレス自立支援施設条例施行規則 別記様式）

イ 事業計画書（様式 2）

ウ 指定管理料提案書及び収支予算書（様式 3）

エ 団体の概要（様式 4）

オ 申請団体役員名簿（様式 5）

※県警照会用エクセルファイル（データ）も提出してください。

カ 欠格事項に該当しない宣誓書（様式 6）

キ 定款、規約その他これらに類する書類

ク 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ケ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）

コ 平成 18・19・20 年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等。任意団体においては、これらに類する書類。

サ 過去 3 年間の法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書（その 3 の 3）

シ 横浜市税の納税状況調査の同意書（様式 7）：現時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度本市への納税状況（本市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。）

ス 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式 8）：公益法人又は人格のない社団等で、収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告税額がない場合に、提出の必要があります。

セ 過去 2 年間の労働保険料の納付証明書（労働局または労働基準監督署による納付証明書）

ソ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）

タ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの

※共同事業体が応募する場合の応募書類について

共同事業体の形態をとる場合には、代表団体を決め、代表団体が応募書類を提出してください。「エ 団体の概要（様式4）」の次に、以下の2点の書類を添付してください。

エー2 共同事業体の結成に関する申請書（様式4-1）

エー3 共同事業体連絡先一覧（様式4-2）

なお、応募書類の内、エ～タの各書類については、構成団体すべてについての書類を提出してください。

※その他、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。

(5) 応募条件等について

ア 応募者の資格

法人その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体。（以下「団体」という）

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

(ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納していること

(イ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

(ウ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること

(エ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること

(オ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること

(カ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体であること

※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。

(キ) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

ウ 共同事業体の場合の取扱について

共同事業体の場合には、構成するすべての団体が前記の欠格事項に該当しないとともに、応募時に「共同事業体の結成に関する申請書（様式4-1）」を提出することとします。また、選定後協定締結時まで、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しの提出することとします。

エ 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

オ 接触の禁止

選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・

間接を問わず接触を禁じます。

カ 重複応募の禁止

応募は、一団体につき、一案とします。複数の応募はできません。
また、一つの団体が複数の共同事業体に参加することも認められません。

キ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会
が認めた場合はこの限りではありません。

ク 団体職員以外による、以下の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体に当たっては、構成団体）の職員以外
が、以下の行為を行うことを禁止します。

(ア) 現地見学会・応募説明会への代理出席

(イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）

(ウ) 選定委員会の面接審査への出席

ケ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

(ア) オ～クの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続きを遵守しない場
合

(イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

コ 応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却しません。

サ 応募書類の開示

応募書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく
情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることと
なります。

シ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する際には、「辞退届（様式9）」を提出してく
ださい。

ス 費用負担

応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

セ 提出書類の取扱い・著作権

健康福祉局が提示する設計図書（平面図等）の著作権は健康福祉局及び設計者
に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

6 協定及び準備に関する事項

(1) 協定の締結

選定委員会による審査及び選定後、健康福祉局は指定候補者と細目について協議
を行い、仮協定を締結します。その後、議会の議決を経て指定管理者として指定さ
れた後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

(2) 協定の主な内容

ア 管理運営業務の範囲及び内容

- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等(第三者への再委託、緊急時の対応、施設の保全・改修等)
- エ 管理運営費用に関する事項(口座管理、指定管理料支払い方法の原則、光熱水費支払い方法の原則等)
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定管理満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

(3) 準備業務

指定管理期間の開始までに、準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

なお、指定管理者が変更になった場合には、次期指定管理者と現在の指定管理者との間で引継ぎ等を行っていただきます。

引継ぎに要する費用については、現在当施設の指定管理者となっている団体を除き、「引継ぎ関連費用」として積算の上、指定管理料とは別に提案してください。引継ぎは前年度に行うこととなるため、市会における指定議案の議決後に、市と指定管理者となる団体との間で契約を別途締結して実施します。

なお、積算にあたっては、以下の条件が最低限満たされることを条件とした上で、費用の上限額を100万円とします。

詳細については、選定委員会による選定後、指定候補者と協議します。

【引継ぎの期間】 約1か月(23年2月ごろから23年3月ごろまで)

【引継ぎの人数】 8人(施設長、生活支援業務職員5人、事務職員1人、看護師1人)

【引継ぎ項目】

- ・入退所手続き業務
- ・生活支援業務
- ・就労支援業務
- ・給食業務
- ・巡回相談事業との連携業務
- ・現入所者の支援業務
- ・その他必要業務

(4) 指定候補者の変更

健康福祉局は、指定候補者が、横浜市会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた時は、指定しないことがあ

ります。

また、指定候補者が、指定管理期間開始日までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合や協議が成立しない場合も、同様となります。

そのような場合には、次点候補者と協議を行い、次点候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出します。

また、指定候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出した結果、議決が得られなかった場合にも、次点候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出することがあります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合においても、当該施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

(5) 指定取消及び管理業務の停止

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、以下のようものが考えられます。

ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき

イ 法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに抵触せず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき

ウ 法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき

エ 当該施設の指定管理者公募要項に定める資格要件を失ったとき

オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき

カ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される時

キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断される時

ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないうとき

ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断される時

コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき

サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき

シ その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

なお、指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額またはすでに支出した指定管理料の返還、また市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

別紙 1

横浜市ホームレス自立支援施設応募説明会申込書

横浜市健康福祉局援護対策担当

FAX 番号 : 045-664-0403

E-Mail : kf-entai@city.yokohama.jp

所在地

団体名

代表者氏名

横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜの指定管理者の応募者説明会への参加を、下記のとおり申し込みます。

団体名	
参加者氏名	

応募説明会に関する事務担当者氏名 :
連絡先 :

※ 当日は公募要綱等の資料は配付しませんので、健康福祉局のホームページから印刷の上、御持参下さい。

別紙 2

質 問 書

横浜市健康福祉局援護対策担当

FAX 番号 : 0 4 5 - 6 6 4 - 0 4 0 3

E-Mail : kf-entai@city.yokohama.jp

所在地

団体名

代表者氏名

横浜氏ホームレス自立支援施設はまかぜ指定管理者公募要項について、下記のとおり質問事項を提出します。

質問内容

項 目	(募集要項または資料名・ページ・項目)
内 容	

注： 質問事項は、本様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔に記載してください。
上記指定期間外の質問には答えられませんので、ご注意ください。

～ホームレス自立支援施設～

指定管理者の応募関係書類（表紙）

- 1 提出書類は、本表紙の□欄に確認した旨のレ印を記入し、各書類にはページ数及びインデックスを付けてください。
- 2 用紙サイズについて、原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一し、文字は明瞭なものを提出してください。
- 3 提出書類には本表紙をつけ、アから順に並べ、原本1部、写しを9部提出してください。
なお、写しの書類のうち5部はファイル綴りとし、4部についてはファイルはステープラー等で留めず、クリップ留めで提出してください。
- 4 事業計画書（様式2）においては、業務の工夫等について、具体的に記載してください。

団体名		
確認欄	提出書類名	ページ番号
<input type="checkbox"/>	ア 指定申請書（横浜市ホームレス自立支援施設設置条例施行規則別記様式（第3条第1項））（様式1）	1
<input type="checkbox"/>	イ 事業計画書（様式2）	2
<input type="checkbox"/>	施設管理運営実績について（様式2-1）	2-1
<input type="checkbox"/>	ホームレス対策事業の実績について（様式2-2）	2-2
<input type="checkbox"/>	職員の確保・配置計画について（様式2-3）	2-3
<input type="checkbox"/>	職員の育成・研修計画について（様式2-4）	2-4
<input type="checkbox"/>	ホームレス自立支援施設の設置目的に基づいた管理運営の基本方針 について（様式2-5）	2-5
<input type="checkbox"/>	個人情報の保護について（様式2-6）	2-6
<input type="checkbox"/>	苦情受付体制について（様式2-7）	2-7
<input type="checkbox"/>	危機管理体制について（様式2-8）	2-8
<input type="checkbox"/>	衛生管理の取組について（様式2-9）	2-9
<input type="checkbox"/>	施設設置地域の理解と施設運営について（様式2-10）	2-10
<input type="checkbox"/>	横浜市のホームレス自立支援に関する施策の方針の理解について（様式2-11）	2-11
<input type="checkbox"/>	ホームレスのニーズの把握について（様式2-12）	2-12
<input type="checkbox"/>	入所者に対する自立支援の取組について（様式2-13）	2-13
<input type="checkbox"/>	入所者に対する生活相談、助言等の支援の取組について（様式2-14）	2-14
<input type="checkbox"/>	関連機関（福祉、保健、医療機関等）との連携について（様式2-15）	2-15
<input type="checkbox"/>	ウ 指定管理料提案書及び収支予算書（様式3）	3
<input type="checkbox"/>	エ 団体の概要（様式4）	4
<input type="checkbox"/>	※共同事業体の場合 エ-2 共同事業体の結成に関する申請書（様式4-1）	4-1
<input type="checkbox"/>	※共同事業体の場合 エ-3 共同事業体連絡先一覧（様式4-2）	4-2
<input type="checkbox"/>	オ-1 申請団体役員名簿（様式5）	5
<input type="checkbox"/>	オ-2 県警照会用エクセルファイル（データによる提出）	

<input type="checkbox"/>	カ 欠格事項に該当しない宣誓書（様式6）	6
<input type="checkbox"/>	キ 定款、規約その他これらに類する書類	7
<input type="checkbox"/>	ク 法人にあつては、法人の登記事項証明書	8
<input type="checkbox"/>	ケ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）	9
<input type="checkbox"/>	コ 平成18・19・20年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等（任意団体においては、これらに類する書類）	10
<input type="checkbox"/>	サ 過去3年間の法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書	11
<input type="checkbox"/>	シ 横浜市税の納税状況調査の同意書（様式7）	12
<input type="checkbox"/>	ス 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式8） ※該当の場合のみ	13
<input type="checkbox"/>	セ 過去2年間の労働保険料の納付証明書（労働局または労働基準監督署による納付証明書）	14
<input type="checkbox"/>	ソ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）	15
<input type="checkbox"/>	タ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの	16

別記様式(第3条第1項)
様式1

指定申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

所在地
申請者 団体名
代表者職・氏名 ⑩

横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜの指定管理者の指定を受けたいので、申請
します。

横浜市ホームレス自立支援施設はまかせ 管理運営に関する事業計画書

平成 年 月 日

横浜市 長

所在地

申請者 法人名

代表者氏名

各項目について、様式2-1～2-15に従い、具体的に記述してください。

1 団体の状況について

- (1) 施設管理運営実績について
- (2) ホームレス対策事業の実績について

2 職員配置・育成について

- (1) 職員の確保・配置計画について
- (2) 職員の育成・研修計画について

3 施設の管理運営について

- (1) ホームレス自立支援施設の設置目的に基づいた管理運営の基本方針について
- (2) 個人情報の保護について
- (3) 苦情受付体制について
- (4) 危機管理体制について
- (5) 衛生管理の取組について
- (6) 施設設置地域の理解と施設運営について

4 事業の企画・実施について

- (1) 横浜市のホームレス自立支援に関する施策の方針の理解について
- (2) ホームレスのニーズの把握について
- (3) 入所者に対する自立支援の取組について
- (4) 入所者に対する生活相談、助言等の支援の取組について
- (5) 関連機関（福祉、保健、医療機関等）との連携について

様式 2 - 1

1 団体の状況について
(1) 施設管理運営実績について

・これまでの公の施設あるいは一般市民が利用する施設の管理及び運営実績、社会福祉事業（1種、2種）の実績について記述してください。

法人名

様式2-2

1 団体の状況について
(2) ホームレス対策事業の実績について

・これまでのホームレス対策関連事業の実績について記述してください。

法人名

様式 2 - 3

2 職員配置・育成について
(1) 職員の確保・配置計画について

・職員の確保・配置計画、勤務体制（土曜、日曜、祝日、夜間の人員体制）についてどのように考え実施していくのか記述してください。

法人名

様式2-4

2 職員配置・育成について
(2) 職員の育成・研修計画について

・職員の育成や研修についてどのように考え、実施していくのか具体的に記述してください。

法人名

様式2-5

3 施設の管理運営について

(1) ホームレス自立支援施設の設置目的に基づいた管理運営の基本方針について

- ・ ホームレス自立支援施設の設置目的に基づいた管理運営の基本的な考え方を記述してください。

法人名

様式2-6

3 施設の管理運営について
(2) 個人情報の保護について

・利用者の個人情報の保護についてどのように考え実施していくのか具体的に記述してください。

法人名

様式2-7

3 施設の管理運営について
(3) 苦情受付体制について

・利用者の苦情や要望をどのように把握し、運営に反映させるのかその体制やシステム等を具体的に記述してください。

法人名

様式 2 - 8

3 施設の管理運営について
(4) 危機管理体制について

・防犯、防火、地震等の緊急時の具体的な対応策を記述してください。

法人名

様式2-9

3 施設の管理運営について
(5) 衛生管理の取組について

・施設や給食等の衛生管理の考え方について記述してください。

法人名

様式2-10

3 施設の管理運営について

(6) 施設設置地域の理解と施設運営について

- ・施設が設置されている地域をどのように分析、理解し、それを踏まえ、どのように施設運営を行っていこうと考えているのか記述してください。

法人名

4 事業の企画・実施について

(1) 横浜市のホームレス自立支援に関する施策の方針の理解について

・横浜市のホームレス自立支援に関する施策の方針（横浜市のホームレスの自立の支援等に関する実施計画等）を入所者の自立に向けた支援にどのように反映させ、実施しようと考えているのか記述してください。

法人名

様式2-12

4 事業の企画・実施について
(2) ホームレスのニーズの把握について

・ホームレスのニーズをどのように把握し、どのように施設の運営に反映させていくのか記述してください。

法人名

4 事業の企画・実施について

(3) 入所者に対する自立支援の取組について

・入所者に対する自立支援（特に就労支援、住宅確保支援）についてどのように取り組み、実施していこうと考えているか具体的に記述してください。

法人名

様式2-14

4 事業の企画・実施について

(4) 入所者に対する生活相談、助言等の支援の取組について

・入所者に対する生活相談、助言等の支援についてどのように取り組み、実施していこうと考えているか具体的に記述してください。

法人名

4 事業の企画・実施について

(5) 関連機関（福祉、保健、医療機関等）との連携について

・関連機関（福祉、保健、医療機関等）とどのように連携し、ホームレスの自立につなげていこうと考えているのか具体的に記述してください。

法人名

指定管理料提案書（収支予算書）

（単位：千円）

【収入】

科 目	金 額	内 訳
指定管理料		
合 計		

【支出】

科 目	金 額	内 訳
人件費		
常勤職員		
アルバイト		
施設管理費		
就職援助費		
賃借料(寝具、複写機等)		
入所者衣類・日用品費		
入所者食料費		
入所者健康診断料		
需用費		
役務費		
旅費		
施設消毒費		
報償費		
委託料(清掃費、塵芥処分料、給食業務委託料、厨房機器点検整備)		
備品購入費		
公課費		
雑費		
合 計		

法 人 名	
--------------	--

【留意事項】

- 1 指定管理料は提案額を基に、横浜市の予算の範囲内で協定にて定めます。
- 2 指定管理料提案書の積算を行うにあたって使用した計算式や積算根拠など、別に提出できる資料がある場合は、合わせて提出してください。

団体の概要

(平成22年4月現在)

(ふりがな) 団体名	()			
所在地	〒			
	※法人にあつては登記簿上の本店所在地を、任意団体にあつては代表者の住所をご記入ください (市税納付状況調査(様式8同意書による)に使用します)。			
設立年月日	年 月			
沿革				
事業内容等				
財政状況	年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	総 収 入			
	総 支 出			
	当期収支差額			
	次期繰越収支差額			
連絡担当者	【氏名】		【所属】	
	【電話】		【FAX】	
	【E-mail】			
特記事項				

共同事業体の結成に関する申請書

横浜市長

共同事業体の名称 _____

共同事業体代表団体 所在地

団体名

代表者職・氏名

㊞

横浜市ホームレス自立支援施設の公募に参加するため、公募要項に基づき、以下のとおり共同事業体を結成したことを証するとともに、申請します。

共同事業体の 目的		
共同事業体の 名称		
共同事業体の 事務所所在地		
共同事業体の 構成団体（代表 団体も構成団体 として記載する こと）	所在地	
	団体名	
	所在地	
	所在地	
	団体名	
共同事業体の 代表団体	所在地	
	団体名	
代表団体の権限	1 指定管理者の指定申請及び協定の締結等に関し、横浜市との関係に おいて共同事業体を代表する権限 2 経費の請求及び受領に関する権限 3 契約に関する権限	

(裏面あり)

共同事業体の結 成及び解散	当共同事業体は、平成 年 月 日に結成し、指定期間終了後3か月を経過する日以降に解散するものとします。ただし、指定管理者に指定されなかった場合には、ただちに解散します。
共同事業体の業 務遂行及び債務 の履行について の責任	各構成団体は指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い、当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。
権利義務の譲渡 制限	本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはしません。
協議事項	この協定書に定めのない事項については、構成団体全体により協議することとします。

(備考) 共同事業体の構成団体が3者を上回る場合は、この様式に準じた様式を作成してください。

平成 年 月 日

代表団体 所在地
団体名
職・氏名 ⑩

構成団体 所在地
団体名
職・氏名 ⑩

構成団体 所在地
団体名
職・氏名 ⑩

共同事業体連絡先一覧

共同事業体名 _____ .

[代表構成団体 担当者連絡先]

(ふりがな) 氏名	()		
所属団体			
部署・職名			
電話番号		FAX	
E-mail			

[構成団体 担当者連絡先]

(ふりがな) 氏名	()		
所属団体			
部署・職名			
電話番号		FAX	
E-mail			

[構成団体 担当者連絡先]

(ふりがな) 氏名	()		
所属団体			
部署・職名			
電話番号		FAX	
E-mail			

様式5

ホームレス自立支援施設 指定管理者申請書類 (申請団体役員名簿)

公の施設	
所在地	

団体名 (商号又は名称)	()
住所	

役職	氏名	フリガナ	性別	住所	生年月日

指定管理者の資格要件に規定する「暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと」を確認するため、横浜市が神奈川県警察本部に対して調査・照会資料として使用することに同意いたします。

平成 年 月 日

所在地：

団体名：

代表者氏名：

⑩

様式6

欠格事項に該当しない宣誓書

平成 年 月 日

横浜市長

所在地

団体名

代表者氏名

印

横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者公募要項に記載の、欠格事項に該当しないことを宣誓します。

横浜市税の納税状況調査の同意書

平成 年 月 日

横浜市長

所在地

団体名

代表者氏名

印

(横浜市税の手続きにおいて、通知等送付先の登録が上記所在地と異なる場合は、下記もご記入ください)

通知等送付先

当団体は、ホームレス自立支援施設の指定管理者として応募するにあたり、指定管理者選定時及び、指定管理者に選定された場合、指定期間内に毎年1回、横浜市が以下の市税納付状況調査を行うことに同意します。

- (1) 市民税・県民税（特別徴収分）
- (2) 市民税・県民税（普通徴収分）
- (3) 法人市民税
- (4) 事業所税
- (5) 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- (6) 固定資産税（償却資産）
- (7) 軽自動車税

法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書

平成 年 月 日

横浜市 長

所在地

団体名

代表者氏名

印

当団体は、法人税法第4条第1項及び地方税法第296条第1項に規定する収益事業等を平成18年度、19年度、20年度において実施していないことを宣誓します。

横浜市ホームレス自立支援施設はまかせ 指定管理者選定スケジュール表（案）

選定委員会	時期	事務局
☆ 第1回選定委員会・施設見学の開催 ・選定委員委員長の選出 ・選定スケジュールの決定 ・公募要項の決定 ☆ 第2回選定委員会の開催 ・応募団体の書類審査、ヒアリング ・指定管理候補団体の選定	5月27日(木)	
	5月31日(月)～6月30日(水)	公募要項の配布開始(HP掲載)
	7月2日(金) 7月8日(木)	現地見学会、応募説明会の受付 現地見学会、応募説明会の実施
	7月12日(月)～7月16日(金) 7月23日(金) 7月27日(火)～7月29日(木)	公募要項に関する質問受付 公募要項に関する質問回答(HP掲載) 応募書類の受付期間
	8月中旬	
	8月下旬	選定結果の通知(HP公表)
	10月中旬	仮協定締結
	12月下旬	指定管理者の指定(市会第4回定例会)
	1月下旬	本協定締結

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

平成14年8月7日

法律第105号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

(ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等)

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。

二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。

三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

(ホームレスの自立への努力)

第四条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第二章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項

二 ホームレス自立支援事業(ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあつせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。)その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項

三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項

四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

第九条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第三章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

第十条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第四章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

第十二条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第十三条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施する

に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第十四条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

○横浜市ホームレス自立支援施設条例

平成15年2月25日

条例第1号

(設置)

第1条 都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者（以下「ホームレス」という。）に対し、一時的な宿泊場所を提供するとともに、生活指導等を行い、その自立を支援するため、横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜ（以下「自立支援施設」という。）を横浜市中区に設置する。

(事業)

第2条 自立支援施設は、次の事業を行う。

- (1) ホームレスに対する一時的な宿泊場所並びに食事、衣類及び日用品等の提供
- (2) ホームレスに対する生活に関する相談及び指導
- (3) ホームレスに対する健康に関する相談及び指導並びに健康診断
- (4) ホームレスに対する雇用の場の確保に関する指導及び支援
- (5) ホームレスに対する居住の場所の確保の支援
- (6) その他前各号に準ずる事業

(指定管理者の指定等)

第3条 次に掲げる自立支援施設の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) 自立支援施設の施設の利用の許可等に関すること。
 - (2) 前条に規定する事業の実施に関すること。
 - (3) 自立支援施設の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定める業務
- 2 指定管理者は、横浜市のホームレスの自立支援に関する施策の方針を理解し、ホームレスの生活状況及び自立支援施設のある地域の実情等を把握して、適切かつ公平にホームレスの自立支援のための事業を実施するものでなければならない。
- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、自立支援施設の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の公告)

第4条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(利用の許可)

第5条 自立支援施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の許可に自立支援施設の管理上必要な条件を付けることができる。
- 3 指定管理者は、次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないことができる。
 - (1) 自立支援施設の設置の目的に反するとき。
 - (2) 自立支援施設における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
 - (3) 自立支援施設の管理上支障があると認められるとき。
 - (4) その他指定管理者が必要と認めたとき。

(利用の制限等)

第6条 指定管理者は、自立支援施設の利用の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは退所を命ずることができる。

- (1) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、規則で定める日から施行する。(平成15年5月規則第69号により同年6月1日から施行)

附 則 (平成17年6月条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市ホームレス自立支援施設条例第5条の規定によりその管理に関する事務を委託している横浜市ホームレス自立支援施設については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

○横浜市ホームレス自立支援施設条例施行規則

平成 15 年 5 月 30 日

規則第 70 号

横浜市ホームレス自立支援施設条例施行規則をここに公布する。

横浜市ホームレス自立支援施設条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜市ホームレス自立支援施設条例(平成 15 年 2 月横浜市条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第 2 条 横浜市ホームレス自立支援施設はまかせ(以下「自立支援施設」という。)の定員は、226 人とする。

(指定申請書の提出等)

第 3 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第 3 条第 3 項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (3) 前項の申請書を提出する日に属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 自立支援施設の管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(平 17 規則 96・全改)

(利用期間)

第 4 条 自立支援施設を連続して利用する場合の利用期間は、30 日以内でなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認める場合は、180 日を限度として、30 日を超えて利用することができる。

(平 17 規則 96・一部改正)

(委任)

第 5 条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

(平 17 規則 96・旧第 6 条繰上、平 18 規則 84・一部改正)

附 則

この規則は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月規則第 96 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月規則第 84 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

別記様式(第 3 条第 1 項)

指 定 申 請 書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(注意) 申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜの管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(A4)

横浜市ホームレス自立支援施設の指定管理者の選定等に関する要綱

制定 平成22年 4月 1日 健保護第 17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市ホームレス自立支援施設条例（平成15年2月条例第1号）第3条に規定するホームレス自立支援施設（以下「自立支援施設」という）の指定管理者を指定するため、選定を適正に実施するための手続等を定める。

2 選定は、公平性及び透明性を確保して、実施しなければならない。

(指定管理者の選定)

第2条 選定は、期間を定めた公募により実施する。

2 前項の公募を行った結果として資格を満たす応募者がなかった場合には、公募要項の再検討等を実施した上で再公募を行うものとする。

3 前項の再公募によっても資格を満たす応募者がなかった場合には、健康福祉局長は非公募により選定を行うことができる。

4 健康福祉局長は、応募者の中から自立支援施設の指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）を選定する。

5 健康福祉局長は、次条に定める指定管理者選定委員会の意見を尊重して、指定管理者の選定を行う。

(指定管理者選定委員会)

第3条 自立支援施設の指定管理者の選定について健康福祉局長に対して意見を述べるため、指定管理者委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

(指定管理者の選定基準)

第4条 選定は、別に定める選定基準に基づき実施する。

2 選定基準は、条例に定められた施設の設置目的を最も効果的に達成することができるよう定める。

3 健康福祉局長は、前項の選定基準については、委員会に基準の検討及び決定を委ねることができる。

(申請書等)

第5条 指定管理者の指定を受けようとする者は、あらかじめ定められた期日までに、横浜市ホームレス自立支援施設条例施行規則及び別途定める指定管理者公募要項に定められた提出書類を、健康福祉局長に提出しなければならない。

- 2 健康福祉局長は、前項の申請書類の一部又は全部を、委員会に必要な応じて提供する。

(選定の公表及び報告)

第6条 健康福祉局長は、指定管理者の候補者及び次点候補者を選定したときは、速やかに選定結果を応募法人に通知するとともに、その結果を公表する。

(指定管理者の指定)

第7条 健康福祉局長は、議会の議決を経て指定管理者に指定された者に対して速やかに指定の通知をするとともに、公告を行う。

- 2 指定管理者に指定された者と健康福祉局長は、指定管理業務に関する協定を締結する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 次に掲げる要綱は廃止する。

横浜市ホームレス自立支援施設の指定管理者の指定に関する要綱（平成17年7月8日福保第1066号）

横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会運営要綱

制定 平成22年 4月 1日 健保護第 17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営その他について、横浜市ホームレス自立支援施設(以下「自立支援施設」という)の指定管理者の選定等に関する要綱(平成22年4月1日健保護第17号)第3条に基づき、必要な事項を定める。

(審議項目)

第2条 委員会は、自立支援施設の指定管理者の選定に関し、次の事項について健康福祉局長に意見を述べる。

- (1) 選定手続きの細目
- (2) 選定基準
- (3) 公募要項の内容
- (4) 指定管理者の選定に関する審査
- (5) 指定候補者及び次点候補者の選定
- (6) その他健康福祉局長が指定管理者の選定に必要と認める事項

(委員会の委員)

- 第3条 委員会は、5人以内の委員をもって構成し、委員は健康福祉局長が委嘱する。
- 2 委員は、学識経験者、自立支援施設の実情に詳しい者、ホームレスの実情に詳しい者及びその他健康福祉局長が必要と認める者をもって充てる。
 - 3 委員としてふさわしくない非行事由があったと健康福祉局長が認める場合は、健康福祉局長はその職を解くものとする。
 - 4 委員の解職又は辞職などにより委員会の進行に支障が生ずる場合は、健康福祉局長は新たな委員を委嘱することができる。
 - 5 委員名及び役職等は公募要項等で公表する。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を1名置く。
- 2 委員長は、委員の互選により定める。
 - 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、指定管理者の選定について健康福祉局長から委嘱を受けた日から、当該施設に係る指定管理者が指定された日までとする。

(作業部会の設置)

第6条 委員会は、必要があると認める場合には、作業部会を設置することができる。

(会議)

第7条 委員会の会議は委員長が招集する。ただし、第4条第2項の規定により委員長を定めるまでの間は、健康福祉局長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員（委員長を除く）の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 委員会は、委員長が必要であると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定に準じ、委員会の会議は公開とする。ただし、委員会が認めた場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(委員の責務)

第9条 委員は、第2条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、応募法人及び応募することが見込まれる法人の関係者と、選定に関して接触してはならない。

3 前項の接触が判明したときは、委員会は委員が接触した事業者を選考対象外とする。

4 委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も洩らしてはならない。ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。

5 その他委員会に出席した者は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。ただし、横浜市及び指定管理者が公表した情報については、この限りではない。

(報告)

第10条 委員会は、指定候補者及び次点候補者の選定を行ったときは、速やかに選定の結果を健康福祉局長に報告する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、健康福祉局生活福祉部援護対策担当において行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は廃止する。

横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会運営要綱（平成17年7月8日福保第1067号）